



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、所有する土地・家屋が適正に評価されているかを確認するために、令和3年度価格(評価額)を縦覧することができます。

縦覧の際には、申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参してください。

縦覧期間 4月1日(休)～5月31日(月)
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 税務課(本館2階)

料金 無料

縦覧できる人

- 納税義務者
- 納税義務者の同居の親族
- 委任を受けた人(納税義務者の委任状が必要)
- 納税管理人

問い合わせ **税務課**
☎ 22-2215 FAX 22-2247

国民健康保険証の更新について

新しい国民健康保険証を、3月下旬に簡易書留で郵送しますので、届き次第、記載内容をご確認ください。

なお、4月1日までに届かない場合は、国保年金課(本館1階)までご連絡ください。



問い合わせ **国保年金課**
☎ 22-2213 FAX 22-2243

埋蔵文化財包蔵地内での工事などについて

埋蔵文化財包蔵地内で、土地の掘削を伴う土木工事などを行う場合には、着工の60日前までに事前の届け出が必要です。

また、事前照会なども行っていますのでお問い合わせください。

問い合わせ **生涯学習課**
☎ 22-2271 FAX 22-2270

LGBTQ 電話相談のご案内

LGBTQ(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング)に関する電話相談を行います。

日常生活で困っていること、学校や職場、就職活動での悩み、周辺へのカミングアウト(告白)や協力してほしいことなどに真剣に耳を傾け、一緒に考えていきます。

専門の相談員が対応しますので気軽にご相談ください。

とき 4月17日(出) 午後1時～7時

相談員 SAG 徳島のメンバー

電話相談番号 080-3164-2230

※相談日以外は繋がりません

のでご注意ください。

相談無料、秘密厳守。



問い合わせ **人権課**
☎ 22-2229 FAX 22-2260

美郷地区で工事を計画する際は問い合わせください

美郷地区は、国指定天然記念物「美郷のホタルおよびその発生地」として全域が指定されています。ホタルの生育環境に影響を及ぼす可能性があるものについては、現状変更申請が必要となりますので、美郷地区で工事を計画する際には生涯学習課(東館3階)まで問い合わせください。



美郷のホタル

問い合わせ **生涯学習課**
☎ 22-2271 FAX 22-2270

マイナポイント事業延長のお知らせ

国のマイナポイント事業が9月末まで延長される予定です。

3月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方については、9月末までにマイナポイントの申し込みを行い、キャッシュレス決済サービスを利用することで、マイナポイントを取得することができます。

ぜひ、期間内にマイナンバーカードを申請し、マイナポイント事業をご利用ください。

問い合わせ **商工観光課**
☎ 22-2226 FAX 22-2237

スプレー缶・携帯ガスボンベ缶のガスは安全な方法で出し切ってください!

(出し切った後は穴を開けずに処分してください)
火災事故防止のため、エアゾール製品(スプレー缶・携帯ガスボンベ缶)は穴を開けずに「カン・金属」の指定日に出してください。

ただし、①製品を最後まで使い切り、缶を振って中身が残っていないか確認する。②ガス抜きキャップがある製品は、火気のない風通しの良い屋外で周りに人がいない場所で出し切る。など適切な取り扱いが必要です。具体的な方法は製品に記載されている方法に従ってください。

※古いスプレー缶や携帯ガスボンベ缶については、ガス抜きキャップが付いていない場合があります。ガス抜き方法がわからない場合は製品に記載されているお客様相談室や販売元にお尋ねください。



問い合わせ **運転管理センター**
☎ 25-2111 FAX 25-2112

パソコンの廃棄について

パソコンメーカーによる回収・再資源化のため、6月から市ではパソコン(ディスプレイ含む)の回収は行いません。

不要になったパソコンはパソコンメーカーが回収・再資源化します。「PCリサイクルマーク」が付いた製品は新たな料金負担なしで回収・再資源化できますので、パソコンメーカーに直接申し込みください。

倒産したメーカー、自作のパソコンなどは、一般社団法人パソコン3R推進協会に申し込みください。

また、一部家電量販店でも回収・再資源化していますので、近くの店舗へ問い合わせください。

一般社団法人パソコン3R推進協会
https://www.pc3r.jp/home/recycle_flow.html
☎ 044-540-0576



問い合わせ **運転管理センター**
☎ 25-2111 FAX 25-2112

貯水槽水道の衛生管理について

貯水槽水道とは、ビル・マンション・学校などの建物で、市から供給される水をいったん受水槽に受けたのち利用者に給水する施設の総称です。

受水槽流入口までの水質管理は市が行いますが、受水槽以降の管理は設置者(建物所有者・管理を委託されている方など)が自らの責任で行わなければなりません。

受水槽・高置水槽を定期的に清掃するなど適正な維持管理を行ってください。

問い合わせ **水道課**
☎ 22-2256 FAX 22-2254